

第24号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

福祉医療費の助成対象者の要件に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（市町村民税の額の算定の特例）

- 5 第3条第1項第1号、第3号及び第4号中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額」については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

福祉医療費の助成対象者の要件に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

平成24年度からの個人住民税の年少扶養親族に対する扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されることに伴い、次に掲げる者については、市町村民税所得割の額が235,000円未満であることとしている助成要件から外れ、医療費の助成を受けることができない対象者が生じるため、市町村民税所得割の額の算定に当たっては、扶養控除の廃止がなかったものとして算定することとする。(付則第5項関係)

ア 幼児保護者（1歳児から2歳児までの保護者）若しくは幼児等保護者（3歳児から小学校3年生までの保護者）又は幼児若しくは幼児等の扶養義務者

イ 障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者

ウ 高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者

3 施行期日等

(1) 平成24年7月1日

(2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。